

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次	ページ
規 則	
○北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例第3条第1項の規定により総合振興局が所掌する事務を定める規則の一部を改正する規則……………（地域主権局）	10
告 示	
○道営土地改良事業計画の決定……………（農業施設管理課）	13
○土地改良事業の施行の同意……………（農業施設管理課）	13
○特定調達契約に係る入札の公告……………（調達課）	13
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告（2件）……………	15
道企業管理規程	
○幌別ダム操作規程の一部を改正する規程……………	17
道教育庁上川教育局告示	
○特定調達契約に係る資格に関する公示……………	18
○特定調達契約に係る入札の公告……………	18
○特定調達契約に係る資格に関する公示……………	19
○特定調達契約に係る入札の公告……………	20
道選挙管理委員会告示	
○政治団体の収支報告書の要旨の公表……………	21

規 則
北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例第3条第1項の規定により総合振興局が所掌する事務を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成24年3月6日 北海道知事 高 橋 はるみ
北海道規則第2号
北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例第3条第1項の規定により総合振興局が所掌する事務を定める規則の一部を改正する規則 北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例第3条第1項の規定により総合振興局が

所掌する事務を定める規則（平成22年北海道規則第50号）の一部を次のように改正する。

本則中「、第1号」を「第1号及び第8号アからウまでに掲げる事務を、北海道胆振総合振興局にあつては同号アからウまで」に改め、本則に次の6号を加える。

(3) 北海道行政組織規則第40条第1項の地域政策課の事項第8号、第10号及び第13号に掲げる事務のうち、次に掲げるもの

ア 国際交流及び地域の国際化に関する事務のうち、北海道表彰規則（平成10年北海道規則第31号）第5条第2号の北海道社会貢献賞（国際協力功労者に係るものに限る。）に係る受賞対象者の推薦の依頼に関するもの

イ 自衛官等の募集に関する事務のうち、自衛官等の募集に係る事務打合せ会議の開催又は市町村に対する啓発状況調査の実施に関するもの

ウ 行政書士に関する事務のうち、行政書士法（昭和26年法律第4号）第13条の22第1項の規定に基づく行政書士又は行政書士法人の事務所に対する立入検査に関するもの

(4) 北海道行政組織規則第40条の2第1項の環境生活課の事項第7号に掲げる事務のうち、交通安全に係る市町村に対する現況調査（交通安全状況調査又はシートベルト着用率状況調査に限る。）の実施に関するもの

(5) 北海道行政組織規則第40条の2第2項の子ども・健康推進課の事項第2号に掲げる事務のうち、次に掲げるもの

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下この号において「法」という。）第35条第3項の規定に基づく児童福祉施設（助産施設に限る。以下この号において同じ。）の設置の届出の受理に関するもの

イ 法第35条第4項の規定に基づく児童福祉施設の設置の認可に関するもの

ウ 法第35条第6項の規定に基づく児童福祉施設の廃止又は休止の届出の受理に関するもの

エ 法第35条第7項の規定に基づく児童福祉施設の廃止又は休止の承認に関するもの

オ 法第46条第1項の規定に基づく児童福祉施設の設置者等に対する報告の徴収又は立入検査に関するもの

カ 法第46条第3項の規定に基づく児童福祉施設の設置者に対する必要な改善の勧告又は命令に関するもの

キ 法第46条第4項の規定に基づく児童福祉施設の設置者に対する事業の停止の命令に関するもの

(6) 北海道行政組織規則第40条の3の商工労働観光課の事項第1号及び第9号に掲げる事務のうち、次に掲げるもの

ア 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号。以下この号において「法」という。）第9条の2第7項ただし書又は第9条の9第4項ただし書の規定に基づく特定共済組合又は特定共済組合連合会による他の事業の実施の承認に関するもの

イ 法第9条の2の2第2項の規定に基づくあっせん又は調停に関するもの
ウ 法第9条の2の3第1項の規定に基づく組合員以外の者の事業の利用の特例の認可に関するもの
エ 法第9条の2の3第2項の規定に基づく組合員以外の者の事業の利用の特例の認可の取消しに関するもの
オ 法第9条の6の2第1項（法第9条の9第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づく共済規程の認可に関するもの
カ 法第9条の6の2第4項（法第9条の9第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づく共済規程の変更又は廃止の認可に関するもの
キ 法第9条の7の5第1項において準用する保険業法（平成7年法律第105号）第305条の規定に基づく共済代理店に対する報告の徴収又は立入検査に関するもの
ク 法第9条の7の5第1項において準用する保険業法第306条の規定に基づく共済代理店の業務運営の改善に必要な措置の命令に関するもの
ケ 法第9条の7の5第1項において準用する保険業法第307条第1項第3号の規定に基づく共済契約の募集の停止の命令に関するもの
コ 法第27条の2第1項の規定に基づく組合の設立の認可に関するもの
サ 法第35条の2の規定に基づく役員の氏名又は住所の変更の届出の受理に関するもの
シ 法第48条（法第42条第8項及び第69条において準用する場合を含む。）の規定に基づく臨時総会の招集の承認に関するもの
ス 法第51条第2項の規定に基づく定款の変更の認可に関するもの
セ 法第55条第6項において準用する法第48条の規定に基づく総代会の招集の承認に関するもの
ソ 法第57条の5ただし書の規定に基づく余裕金の運用の認可に関するもの
タ 法第58条の7第2項の規定に基づく共済計理人からの意見書の写しの受理に関するもの
チ 法第58条の7第3項の規定に基づく共済計理人に対する説明又は意見の要求に関するもの
ツ 法第58条の8の規定に基づく共済計理人の解任の命令に関するもの
テ 法第62条第2項の規定に基づく解散の届出の受理に関するもの
ト 法第62条第4項の規定に基づく解散の決議の認可に関するもの
ナ 法第66条第1項の規定に基づく合併の認可に関するもの
ニ 法第96条第5項の規定に基づく解散の登記の嘱託に関するもの
ヌ 法第104条第1項及び第2項の規定に基づく組合の業務等に係る不服の申出の受理及び必要な措置に関するもの
ネ 法第105条第1項及び第2項の規定に基づく組合の検査の請求の受理及び組合の検

査に関するもの
ノ 法第105条の2第1項又は第2項の規定に基づく決算関係書類の受理に関するもの
ハ 法第105条の3第1項から第4項までの規定に基づく組合等に対する報告の徴収等に関するもの
ヒ 法第105条の4第1項から第4項までの規定に基づく組合等の検査等に関するもの
フ 法第106条第1項の規定に基づく法令の違反等に対し組合が必要な措置を採るべき旨の命令に関するもの
ヘ 法第106条第2項の規定に基づく組合の解散の命令に関するもの
ホ 法第106条第3項の規定に基づく組合の解散を命ずる旨の官報への掲載に関するもの
マ 法第106条の2第1項の規定に基づく共済事業を行う組合に対する定款等に定めた事項の変更又は業務執行の方法の変更の命令に関するもの
ミ 法第106条の2第2項の規定に基づく共済事業を行う組合に対する改善計画の提出の要求若しくは改善計画の変更の命令又は業務の停止の命令等に関するもの
ム 法第106条の2第4項の規定に基づく共済規程の認可の取消し又は組合の設立の認可の取消しに関するもの
メ 法第106条の2第5項の規定に基づく共済事業を行う組合に対する業務の停止若しくは役員の解任の命令又は共済規程の認可の取消しに関するもの
モ 法第106条の3の規定に基づく共済事業を行う組合等からの届出の受理に関するもの
ヤ 中小企業等協同組合法施行規則（平成20年内閣府・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）第169条第2項の規定に基づく説明書類の縦覧の開始の延期の承認に関するもの
ユ 中小企業等協同組合法施行規則第187条第3項の規定に基づく決算関係書類の提出の延期の承認に関するもの
ヨ 労働福祉に関する事務のうち、労働時間の設定の改善、女性労働者の福祉等に係る各種通知の発出に関するもの
(7) 北海道行政組織規則第40条の3の農務課の事項第4号及び第12号に掲げる事務のうち、次に掲げるもの
ア 家畜共進会等に関する事務のうち、酪農及び畜産の関係団体等が実施する家畜共進会等の開催計画の報告の受理に関するもの
イ 国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4の規定に基づき市町村が行う地籍調査（平成24年4月1日以後に開始されるものに限る。）に要する経費の負担金の交付等に関するもの
(8) 北海道行政組織規則第40条の3の林務課の事項第1号、第7号及び第8号に掲げる事

務のうち、次に掲げるもの

ア 林業の振興に関する事務のうち、流域管理システムの現地情報等の収集及び提供に関するもの

イ 林業の振興に関する事務のうち、流域森林・林業活性化センターの運営に対する支援に関するもの

ウ 林業の振興に関する事務のうち、流域森林・林業活性化実施計画の策定及び推進に係る連絡調整に関するもの

エ みどりの環境づくりに関する事務のうち、地域会議の企画及び運営に関するもの

オ みどりの環境づくりに関する事務のうち、市町村緑化計画の策定及び推進に係る連絡調整に関するもの

カ みどりの環境づくりに関する事務のうち、緑化活動団体及びその活動状況に係る調査に関するもの

キ 道立の森林利用施設（平成24年4月1日以後に新設するものに限る。以下この号において同じ。）に関する事務のうち、当該施設の開園時間の臨時の変更の承認に関するもの

ク 道立の森林利用施設に関する事務のうち、当該施設を休園日に開園し、又は臨時に休園する場合の承認に関するもの

ケ 道立の森林利用施設に関する事務のうち、知事がやむを得ない事情があると認める場合の当該施設の管理に係る業務に関するもの

コ 道立の森林利用施設に関する事務のうち、北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年北海道条例第89号）第8条の規定に基づく当該施設の管理に係る協定の締結に関するもの

サ 道立の森林利用施設に関する事務のうち、北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第12条第1項の規定に基づく指定管理者に対する必要な指示に関するもの

シ 道立の森林利用施設に関する事務のうち、北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成16年北海道規則第125号）第10条第1項及び第3項の規定に基づく事業報告書の受理及びその内容の審査等に関するもの

ス 道立の森林利用施設に関する事務のうち、北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則第11条第3項の規定に基づく管理の目標に係る達成状況の公表及び指定管理者に対する指示等に関するもの

本則を本則第1項とし、本則に次の1項を加える。

- 2 条例別表第2の左欄に掲げる総合振興局は、前項の規定によるもののほか、条例第3条第1項の規定により、その所管区域及び同表の当該右欄に定める振興局の所管区域にわたる区域に係る次に掲げる事務（北海道空知総合振興局、北海道胆振総合振興局、北海道上

川総合振興局及び北海道釧路総合振興局にあっては、第7号アに掲げる事務を除く。）を所掌する。

- (1) 北海道行政組織規則第40条第1項の地域政策課の事項第3号及び第10号に掲げる事務のうち、次に掲げるもの

ア 地域重点プロジェクトの企画、立案及び推進に係る事務の総合調整に関するもの

イ 地域政策推進事業の企画、立案及び推進に係る事務の総合調整に関するもの

ウ リサーチ&ビジネスパーク構想の推進に係る事務の総合調整に関するもの

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）の施行に関する事務のうち、一部事務組合、広域連合、機関等の共同設置、事務の委託その他の広域行政制度についての市町村等に対する助言に関するもの

- (2) 北海道行政組織規則第40条の2第1項の環境生活課の事項第9号、第12号及び第13号に掲げる事務のうち、次に掲げるもの

ア 北海道環境基本条例（平成8年北海道条例第37号）第21条の規定に基づく環境の保全及び創造についての普及啓発に係る事務の総合調整に関するもの

イ 北海道循環型社会形成の推進に関する条例（平成20年北海道条例第90号）第15条第2項の規定に基づく循環資源の適正な循環的な利用及び処分についての普及啓発に係る事務の総合調整に関するもの

ウ 北海道自然環境等保全条例（昭和48年北海道条例第64号）第14条第1項の規定に基づく道自然環境保全地域の指定、指定の解除又はその区域の変更若しくは拡張に係る事務の総合調整に関するもの

エ 北海道自然環境等保全条例第22条第1項の規定に基づく環境緑地保護地区等の指定、指定の解除又はその区域の変更若しくは拡張に係る事務の総合調整に関するもの

オ 北海道自然環境等保全条例第23条第1項の規定に基づく記念保護樹木の指定又は指定の解除に係る事務の総合調整に関するもの

- (3) 北海道行政組織規則第40条の2第2項の保健福祉企画課の事項第1号に掲げる事務のうち、医薬品の適正な使用等の推進についての普及啓発に係る事務の総合調整に関するもの

- (4) 北海道行政組織規則第40条の2第2項の保健福祉企画課の事項第1号並びに同項の社会福祉課の事項第2号、第7号及び第8号に掲げる事務のうち、北海道医療計画、北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画及び北海道障がい福祉計画の推進についての広域的な課題の把握、施策の検討等に係る事務の総合調整に関するもの

- (5) 北海道行政組織規則第40条の2第2項の保健福祉企画課の事項第1号及び同項の子ども・健康推進課の事項第1号に掲げる事務（同条第3項の規定により、子ども・保健推進課が分掌する事務を含む。）のうち、市町村における保健活動の推進についての広域的な見地から行う助言に係る事務の総合調整に関するもの

(6) 北海道行政組織規則第40条の2第2項の社会福祉課の事項第2号、第7号及び第8号に掲げる事務のうち、市町村障害福祉計画、市町村老人福祉計画及び市町村介護保険事業計画の策定及び推進についての広域的な見地から行う助言に係る事務の総合調整に関するもの (7) 北海道行政組織規則第40条の3の商工労働観光課の事項第1号、第5号及び第6号に掲げる事務のうち、次に掲げるもの ア 工業技術センターとの連携による企業に対する支援に係る事務の総合調整に関するもの イ 観光振興事業の推進に係る事務の総合調整に関するもの ウ 地方卸売市場の広域的な連携の促進に係る事務の総合調整に関するもの (8) 北海道行政組織規則第40条の3の農務課の事項第5号に掲げる事務のうち、次に掲げるもの ア 農業倉庫業法（大正6年法律第15号。以下この号において「法」という。）第6条の規定に基づく農業倉庫業者（条例別表第2の左欄に掲げる総合振興局及び同表の当該右欄に定める振興局の所管区域にわたる区域を地区とする農業協同組合が設置者となる場合に限る。以下この号において同じ。）の認可に係る事務の総合調整に関するもの イ 法第13条の規定に基づく農業倉庫業者の農業倉庫業者業務規程の変更の認可に係る事務の総合調整に関するもの ウ 法第16条の規定に基づく農業倉庫業者に対する報告の徴収、検査等の実施に係る事務の総合調整に関するもの エ 法第17条の規定に基づく農業倉庫業者に対する事業の停止命令又は認可の取消しに係る事務の総合調整に関するもの オ 農業倉庫業法施行規則（大正6年農商務省令第15号）第13条の規定に基づく農業倉庫業者の所在地等の変更の届出の受理に係る事務の総合調整に関するもの カ 農業倉庫業法施行規則第14条の規定に基づく農業倉庫業者の休止等の届出の受理に係る事務の総合調整に関するもの キ 登録免許税法施行規則（昭和42年大蔵省令第37号）第10条第1号ロの規定に基づく農業倉庫業者の登記等の非課税措置に必要な書類の交付に係る事務の総合調整に関するもの 附 則 （施行期日） 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。 （経過措置） 2 この規則の施行の際この規則による改正後の北海道総合振興局及び振興局の設置に関す	る条例第3条第1項の規定により総合振興局が所掌する事務を定める規則第1項各号に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則（以下この項において「法令等」という。）の規定により北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例（平成20年北海道条例第78号）別表第2の右欄に定める振興局の長がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に法令等の規定により当該振興局の長に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の当該左欄に掲げる総合振興局の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該総合振興局の長のした処分その他の行為又は当該総合振興局の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。 （中小企業等協同組合法施行細則の一部改正） 3 中小企業等協同組合法施行細則（昭和26年北海道規則第101号）の一部を次のように改正する。 本則中「中小企業等協同組合法」の次に「（昭和24年法律第181号）」を加え、「すべて」を「全て」に、「又は振興局長」を「（主たる事務所が北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例（平成20年北海道条例第78号）別表第2の右欄に定める振興局の所管区域内に所在する場合にあっては、同表の当該左欄に掲げる総合振興局の長）」に改める。 <table><tr><th data-bbox="1120 782 1747 858">告</th><th data-bbox="1747 782 2098 858">示</th></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1120 858 1747 1495"> 北海道告示第137号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、道営土地改良（折真布地区（農業用排水施設、区画整理、暗渠排水））事業の土地改良事業計画を定めた。 その関係書類は、北海道留萌振興局に備え置いて、平成24年3月7日から20日間、一般の縦覧に供する。 平成24年3月6日 北海道知事 高 橋 はるみ 北海道告示第138号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成24年2月23日、北見市の行う土地改良（岐阜地区維持管理）事業の施行に同意した。 平成24年3月6日 北海道知事 高 橋 はるみ 北海道告示第139号 </td></tr></table>	告	示	北海道告示第137号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、道営土地改良（折真布地区（農業用排水施設、区画整理、暗渠排水））事業の土地改良事業計画を定めた。 その関係書類は、北海道留萌振興局に備え置いて、平成24年3月7日から20日間、一般の縦覧に供する。 平成24年3月6日 北海道知事 高 橋 はるみ 北海道告示第138号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成24年2月23日、北見市の行う土地改良（岐阜地区維持管理）事業の施行に同意した。 平成24年3月6日 北海道知事 高 橋 はるみ 北海道告示第139号	
告	示				
北海道告示第137号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、道営土地改良（折真布地区（農業用排水施設、区画整理、暗渠排水））事業の土地改良事業計画を定めた。 その関係書類は、北海道留萌振興局に備え置いて、平成24年3月7日から20日間、一般の縦覧に供する。 平成24年3月6日 北海道知事 高 橋 はるみ 北海道告示第138号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成24年2月23日、北見市の行う土地改良（岐阜地区維持管理）事業の施行に同意した。 平成24年3月6日 北海道知事 高 橋 はるみ 北海道告示第139号					

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達には、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年3月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（ステープル及び用紙を除く。）の供給を含む。）一式（46台分に係る1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）

イ 調達台数及び調達予定枚数

46台及び1月当たり1,632,300枚

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 契約期間 平成24年5月15日から平成27年5月14日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成23年北海道告示第7号又は平成24年北海道告示第9号に規定する物品の賃貸借（複写機）の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(5) 当該調達をする物品等に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成24年3月6日から同年4月9日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しな

ければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目
北海道出納局集中業務室調達課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道出納局集中業務室調達課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館3階北海道出納局入札室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道出納局集中業務室調達課）

(2) 入札日時 平成24年4月16日（月）午前10時30分（送付による場合は、同年4月13日（金）までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

(1) 名称及び数量 複写機等の賃貸借 2台

(2) 予定時期 平成24年7月頃

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道出納局集中業務室調達課のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/st/cut/kjc4.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

落札決定に当たっては、有効な入札をした者のうち、全ての入札金額（単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単

価)の制限の範囲内であって、かつ、調達台数に係る1月当たりの入札金額(単価)に、1枚当たりの入札金額(単価)に調達予定枚数を乗じて得た金額を加えた合計金額が最低である者を落札者とする。 10 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 11 その他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道出納局集中業務室調達課 (2) 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 電話番号 011-204-5076 12 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of copying machine 46 sets B Bid tendering date and time : 10 : 30 A.M., April 16, 2012 (If mailed, bids must arrive no later than April 13, 2012) C Contact : Procurement Division, Office of Centralized Affairs, Treasury Bureau, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan Phone : 011-204-5076	の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。 (4) 納 入 場 所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成23年北海道告示第7号又は平成24年北海道告示第9号に規定する物品の賃貸借(自動車)の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 (4) 当該調達物品に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。 (5) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成24年3月6日から同年4月9日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川総合振興局地域政策部総務課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道上川総合振興局地域政策部総務課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川合同庁舎1階103号会議室(送付による場合は、郵便番号 079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川総合振興局地域政策部総務課) (2) 入 札 日 時 平成24年4月19日 午前11時(送付による場合は、同月18日までに必着)
総 合 振 興 局 告 示 及 び 振 興 局 告 示 北海道上川総合振興局告示第42号 次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成24年3月6日 北海道上川総合振興局長 窪 田 毅 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称(1か月当たりの単価)及び数量 乗用自動車の賃貸借 1台 一式 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。 (3) 契 約 期 間 平成24年7月2日から平成27年6月30日まで。ただし、予算	

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

(1) 名 称 及 び 数 量 乗用自動車の賃貸借 2台

(2) 予 定 時 期 平成24年6月頃

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 4に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道上川総合振興局のホームページ (<http://www.kamikawa.pref.hokkaido.lg.jp/index.htm>) においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第151条第1項の規定により定めた予定価格(1月当たりの単価)の制限の範囲内で最低の価格(1月当たりの単価)をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道上川総合振興局地域政策部総務課

(2) 所 在 地 郵便番号 079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号
電話番号 0166-46-5907

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of Car 1 set

B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., April 19, 2012

(If mailed, bids must arrive no later than April 18, 2012)

C Contact : Administrative Division, Department of Regional Policy, Kamikawa General

Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Nagayama 6-jo 19-choume 1-1, Asahikawa,

Hokkaido 079-8610 Japan

Phone : 0166-46-5907

北海道上川総合振興局告示第44号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年3月6日

北海道上川総合振興局長 窪 田 毅

1 入 札 に 付 す る 事 項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 複合機の賃貸借(点検、調整及び消耗品(用紙を除く。)の供給を含む。)一式
(1月当たりの単価及び1枚当たりの単価)

イ 調達台数及び調達予定枚数

1台並びに1月当たりモノクロ7,000枚及びカラー600枚

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契 約 期 間 平成24年6月1日から平成29年5月31日まで。ただし、予算
の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成23年北海道告示第7号又は平成24年北海道告示第9号に規定する物品の賃貸借
(複写機)の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されてい
ないこと。

(4) 当該調達をする物品等に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明
した者であること。

(5) 当該調達をする物品等に関し、迅速な点検、調整及び消耗品(用紙を除く。)の供給
の体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定によ
る条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定め
るところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければ

ならない。 ア 申請の時期 平成24年3月6日（火）から同年4月9日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 079－8610 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川総合振興局南部森林室管理課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道上川総合振興局南部森林室管理課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川合同庁舎2階203会議室（送付による場合は、郵便番号 079－8610 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川総合振興局南部森林室管理課） (2) 入札日時 平成24年4月17日（火）午後1時30分（送付による場合は、同月16日（月）までに必着） (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 6 入札保証金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期 (1) 名称及び数量 複写機の賃貸借 1台 (2) 予定時期 平成24年4月頃 8 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 4に同じ。 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否	落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。 有効な入札をした者のうち、全ての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、1月当たりの入札金額（単価）に、1枚当たりの入札金額（単価）に調達予定数量を乗じて得た金額を加えた合計金額が最低の価格である者を落札者とする。 10 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 11 その他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名称 北海道上川総合振興局南部森林室管理課 (2) 所在地 郵便番号 079－8610 旭川市永山6条19丁目1番1号 電話番号 0166－46－5998 12 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of copying machine 1 set B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., April 17, 2012 (If mailed, bids must arrive no later than April 16, 2012) C Contact : Management Division, Office of South Forestry Management, Kamikawa General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Nagayama 6-jo 19-choume 1-1, Asahikawa, Hokkaido 079-8610 Japan Phone : 0166-46-5998 道 企 業 管 理 規 程 幌別ダム操作規程の一部を改正する規程を次のように定める。 平成24年3月6日 北海道公営企業管理者 成 田 一 憲 北海道企業管理規程第1号 幌別ダム操作規程の一部を改正する規程 幌別ダム操作規程（昭和54年北海道企業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。 第3条第2号ウ中「2,069m」を「2.069km」に改め、同号キ中「（水位計による表示19.00m）」を削る。
--	--

第5条中「胆振中部」を「胆振地方胆振中部」に改める。 第7条中「胆振中部」を「予報区」に改める。 第10条中「超えてしては」を「超えては」に改める。 第13条の見出し及び同条第6項中「放流管用バルブ」を「放流管バルブ」に改める。 第16条中「ダムの余水吐ゲート」の次に「又は放流管バルブ」を加え、同条第2号中「ゲート」の次に「又はバルブ」を加え、「これを終えた時刻並びにこれを終えた時」を「これを終えた時刻並びにゲート操作を終えた時」に改め、同条第3号中「ゲート」の次に「又はバルブ」を、「ダムの余水吐」の次に「又は放流管」を加え、同条第4号中「ダムの余水吐」の次に「又は放流管」を加える。 別表第1の(一)の項中「総務課総務係」を「総務グループ」に、同表(二)の項中「室蘭土木現業所」を「胆振総合振興局室蘭建設管理部」に改める。 別表第3の貯水位及び流入量の項中「登別市川上町」の次に「308-59」を加え、同表水位及び流量の項中「登別市鉚山町」の次に「10地先」を加え、同表降雨量の項中「登別市川上町」の次に「308-59」を、「登別市鉚山町」の次に「室蘭事業区321林班」を加え、同表積雪の深さの項中「登別市鉚山町」の次に「8地先(幌別来馬川右岸)」を加える。 別表第4のダムの状況の部漏水の項を削る。 附 則 この規程は、平成24年4月1日から施行する。	(3) 特 定 役 務 の 種 類 北海道東川養護学校の児童生徒が登下校時に使用する通学用バスの借上及び運行業務 2 資 格 要 件 平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(8)までによるほか、次による。 (1) 申請しようとする日現在において、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号口の一般貸切旅客自動車運送事業の免許又は許可を現に受けている者であって、当該事業を引き続き2年以上営んでいること。 (2) 大型バス（正座席数41席以上）2台及び小型バス（正座席数27席以上）2台を、自己の責任において用意し、かつ、スクールバス運行業務を実施できること。 3 資 格 要 件 の 特 例 平成16年北海道告示第447号の2による。 4 資格審査の申請の時期及び方法 (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成24年3月6日（火）から同月21日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。 (2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。 ア 提出先の名称 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室 イ 提出先の所在地 旭川市永山6条19丁目1番1号 5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失 平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで、(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。
道教育庁上川教育局告示	
北海道教育庁上川教育局告示第14号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 平成24年3月6日 北海道教育庁上川教育局長 高 梨 俊 一 1 資格及び調達をする特定役務の種類 平成23年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。 (1) 契 約 平成24年3月6日に一般競争入札の公告を行う北海道東川養護学校通学用バス借上運行単価契約 (2) 資 格 北海道東川養護学校通学用バス借上運行単価契約に関する資格（以下「資格」という。）	北海道教育庁上川教育局告示第15号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成24年3月6日 北海道教育庁上川教育局長 高 梨 俊 一 1 入札に付する事項 (1) 調達をする特定役務の名称（1回当たりの単価）及び調達予定数量 北海道東川養護学校通学用バス借上運行単価契約 大型バス824回及び小型バス532回

- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 平成24年4月9日から平成25年3月22日まで
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
平成24年北海道教育庁上川教育局告示第14号に規定する北海道東川養護学校通学用バス借上運行単価契約の資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所
北海道東川養護学校
- 4 入札執行の場所及び日時
(1) 入札場所 上川郡東川町西10号北36番地 北海道東川養護学校視聴覚室
(送付による場合は、郵便番号 071-1410 上川郡東川町西10号北36番地 東川養護学校)
- (2) 入札日時 平成24年3月23日(金)午後2時(送付による場合は、同月22日(木)午後5時までに必着)
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 5 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 6 入札説明書の交付に関する事項
(1) 交付場所 3に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、郵送により交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記したもの)及び重量50グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
また、北海道東川養護学校のホームページ(<http://www.higashikawayougo.hokkaido-c.ed.jp/>)においてダウンロードすることができる。
- 7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。
全ての入札金額(単価)が、北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格(単価)の範囲内である入札(有効な入札に限る。)をした者のうち、入札総価格(各入札金額(単価)にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額)が最低である者を落札者とする。
- 8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道東川養護学校
- (2) 所在地 郵便番号 071-1410 上川郡東川町西10号北36番地
電話番号 0166-82-4586

10 Summary

- A Nature and quantity of the services to be procured :
Chartered school bus with a driver motor coach 824 services and minibus 532 services
- B Bid tendering date and time : 2:00 P.M., March 23, 2012
(If mailed, bids must arrive no later than 5:00 P.M., March 22, 2012)
- C Contact : Hokkaido Higashikawa School for the Disabled, Nishi10 kita36,
Higashikawa-cho, Kamikawa-gun, Hokkaido 071-1410 Japan
Phone : 0166-82-4586

北海道教育庁上川教育局告示第21号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成24年3月6日

北海道教育庁上川教育局長 高 梨 俊 一

1 資格及び調達をする特定役務の種類

平成23年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契約 平成24年3月6日に一般競争入札の公告を行う北海道鷹栖養護学校通学用バス借上運行単価契約
- (2) 資格 北海道鷹栖養護学校通学用バス借上運行単価契約に関する資格(以下「資格」という。)
- (3) 特定役務の種類 北海道鷹栖養護学校の児童生徒が登下校時に使用する通学用バスの借上及び運行業務

2 資格要件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(8)までによるほか、次による。 (1) 申請しようとする日現在において、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号口の一般貸切旅客自動車運送事業の免許又は許可を現に受けている者であって、当該事業を引き続き2年以上営んでいること。 (2) 大型バス（正座席数49席以上）1台及び小型バス（正座席数15席以上）1台を、自己の責任において用意し、かつ、スクールバス運行業務を実施できること。 3 資格要件の特例 平成16年北海道告示第447号の2による。 4 資格審査の申請の時期及び方法 (1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成24年3月6日（火）から同月22日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。 (2) 申請の方法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。 ア 提出先の名称 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室 イ 提出先の所在地 旭川市永山6条19丁目1番1号 5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失 平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで、(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。 北海道教育庁上川教育局告示第22号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成24年3月6日 北海道教育庁上川教育局長 高 梨 俊 一 1 入札に付する事項 (1) 調達をする特定役務の名称（1回当たりの単価）及び調達予定数量 北海道鷹栖養護学校通学用バス借上運行単価契約 大型バス412回及び小型バス114回 (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。 (3) 契約期間 平成24年4月9日から平成25年3月22日まで (4) 履行場所 入札説明書による。	2 入札に参加する者に必要な資格 平成24年北海道教育庁上川教育局告示第21号に規定する北海道鷹栖養護学校通学用バス借上運行単価契約の資格を有すること。 3 契約条項を示す場所 北海道鷹栖養護学校 4 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 上川郡鷹栖町北野西3条2丁目1番1号 北海道鷹栖養護学校会議室（送付による場合は、郵便番号 071-1233 上川郡鷹栖町北野西3条2丁目1番1号 北海道鷹栖養護学校） (2) 入札日時 平成24年3月26日（月）午前11時（送付による場合は、同月23日（金）午後4時までに必着） (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 5 入札保証金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 6 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 3に同じ。 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送により交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量50グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。 また、北海道鷹栖養護学校のホームページ（http://www.takasuyougo.hokkaido-c.ed.jp/）においてダウンロードすることができる。 7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。 全ての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札総価格（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低である者を落札者とする。 8 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 9 その他
---	--

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道鷹栖養護学校
(2) 所 在 地 郵便番号 071-1233 上川郡鷹栖町北野西3条2丁目1番1号
電話番号 0166-87-2279

10 Summary

- A Nature and quantity of the services to be procured :
Chartered school bus with a driver motor coach 412 services and minibus 114 services
B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., March 26, 2012
(If mailed, bids must arrive no later than 4 : 00 P.M., March 23, 2012)
C Contact : Hokkaido Takasu School for the Disabled, Kitano Nisi 3-jo 2-chome 1-1,
Takasu-cho, Kamikawa-gun, Hokkaido 071-1233 Japan
Phone : 0166-87-2279

道 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

北海道選挙管理委員会告示第87号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第20条第1項の規定に基づき、同法第12条第1項及び同法第17条第1項の規定による政治団体の収入及び支出に関する報告書の要旨を別冊のとおり公表する。

その別冊は、北海道選挙管理委員会事務局及び各支所に備え置いて一般の閲覧に供する。

平成24年3月6日

北海道選挙管理委員会委員長 永 井 利 幸